

議案第106號

損害賠償の額の決定及び和解について

令和8年8月26日に佐野市田沼町603番地佐野市立田沼小学校で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年10月1日提出

佐野市長 金子 裕

- 1 損害賠償額 877,734円
- 2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して債権債務のないことを相互に確認する。

- ### 3 相手方の住所及び氏名

[REDACTED]

[REDACTED]

理 由

令和８年８月２６日に発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し、和解したいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1)－(11) …省 略…
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（省略）、和解（省略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)・(15) …省 略…

2 …省 略…

議案第106号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和8年8月26日 午前11時30分頃 場所 佐野市田沼町603番地 佐野市立田沼小学校
3 発生時の状況	刈払機を使用して校庭の除草作業をしていたところ、小石が弾け飛び、駐車していた相手方車両のバックドアガラス等を損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 877,734円
6 略 図	